

# ①薬剤師の地域における対人業務の強化(薬局における調剤業務の一部外部委託) 国家戦略特区における特例措置創設から活用までの流れ

### 特例措置の創設

## 個別の事業認定

具体的な区域計 画案の作成

区域会議(自治体・事業者・内閣府)による案の作成



事業者の公募



分科会にて検討(必要に応じ)

毎年6月及び12月に当面の規制改革事項を取りまとめ規制の特例措置に関する対応方法(特区法・関係法令の改正等)

国家戦略特区諮問会議

(議長:内閣総理大臣)

検討

特例措置の創設

(特区法等の改正)

特 区 W G 特例措置の実現に向けた論点・対応を整理提案者・関係省庁の双方からピアリングを (民間有識者主導) の双方からヒアリングを行い、 等による調査・検討



(※) 規制の特例措置を活用した特定事業を認定

の審議→総理大臣認定(※)

計画認定に向けた大臣級の審議 **\*** 

特区諮問会議

(※) 特例措置を活用した特定事業の認定可否を決定